

## 5 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2013年12月20日

### Q. 村岡正嗣委員

議会の運営について、議会事務局に事実関係を確認したい。毎議会の始まる前に、連絡協議会という形で、議事課、総務課、秘書課、管財課、県警本部の公安二課と浦和警察署が合同の連絡協議会を開いて、警備の相談をしているとのことだが、これは事実か。

もう一点、議長から、浦和警察署に警備の要請を毎議会ごとにしており、実際に私服の公安警察が配備されていると聞いたが、事実か。

### A. 議事課長

一点目の警備の関係で、関係機関で打合せをしているかについてだが、お話のとおり行っている。

二点目の議長から要請しているかについてだが、こちらも、要請をしている。

### Q. 村岡委員

事実ということが分かった。議会運営の警備ということで大事な案件であり、先輩議員やベテラン議員に聞いても知らなかったという議員が何人もいた。せめて、四年に一回任期が代わるので、任期の最初の議運などで、こういうことをしていると知らせる必要があると思うが、これまで知らせてきたのか事実関係を確認したい。

### A. 議事課長

私の記憶している限りだが、特に知らせたことはないと思う。議長に議場の秩序保持権があり、その権限に基づき、また、議場で傍聴人が議事を妨害した場合に警察官に引き渡すことができるという地方自治法の規定があり、議長から警察に要請している。これまで問題になるようなことはなかったため、特段議員にお知らせすることはなかった。